

第10章 国際社会への貢献

第1節 国際社会における課題設定及び合意形成への積極的参加・協力

近年、厚生労働行政の多くの分野で、国際社会での動きと国内政策が連動するようになってきている。

例えば、新型コロナウイルス感染症対応等で得られた教訓を踏まえ、将来の公衆衛生危機への予防・備え・対応を行い、有事にも平時にも資する各国の保健システムを強化することや、高齢化の進行や生活習慣病等の非感染症疾患（NCDs）の増加への対応には、多国間の連携が不可欠である。また、デジタル化・グリーン化による産業構造の変化に対する労働市場での取組みも、国際的に議論が行われる課題となっている。

日本国民の健康と生活の安定を守るため、厚生労働省は、世界保健機関（World Health Organization：WHO）や国際労働機関（International Labour Organization：ILO）を始めとする国際機関の活動等へ積極的に参画し、国際社会における課題設定や合意形成に努めている。

1 保健医療分野

(1) G7及びG20

G7とは、フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア、カナダ（議長国順）の7か国及び欧州連合（EU）が参加し、G7首脳会合や関係閣僚会合において、その時々国際社会における重要な課題について議論を行う。保健分野では、2022（令和4）年5月にドイツ（ベルリン）でG7保健大臣会合が開催され、①パンデミックへの備えと対応、②薬剤耐性（AMR）への対処、③気候変動と健康について議論され、各議題で進めるべき方針等について記された大臣宣言文が採択された。同時に、世界的なパンデミックへの備えの強化を目指して、「パンデミックへの備えに関するG7合意」も採択された。また、開発大臣・保健大臣の合同会合、財務大臣・保健大臣の合同会合も併せて開催された。12月には、G7保健大臣オンライン会議が開催され、ドイツから日本への議長国の引き継ぎが行われた。

そして、2023（令和5）年は日本がG7の議長国として、G7広島サミット及び関係閣僚会合を主催している。厚生労働省としては、同年5月13日から14日にG7長崎保健大臣会合を長崎県長崎市で開催し、①健康危機への対応、②ユニバーサル・ヘルス・カレッジ（UHC）達成への貢献、③ヘルス・イノベーションの促進について議論を行い、これらの議題におけるG7としての共通の方向性や取組について記された大臣宣言文が採択された。併せて、附属文書として保健システムの強化を通じたより強靱、より公平、よ



G7代表者の集合写真

り持続可能なUHCの達成に向けて、G7として取り組む行動についてまとめた「G7 Global Plan for UHC Action Agenda」を合意・採択し、世界でもいち早く国民皆保険を達成し、UHCに係る国際的な議論をリードしてきた国として、世界全体のUHC達成のための取組の加速化に貢献した。

G20とは、G7に加え、アルゼンチン、豪州、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ（アルファベット順）が参加する枠組である。2022年のG20については、6月にインドネシア（ジョグジャカルタ）において第1回、10月にインドネシア（バリ）において第2回保健大臣会合が開催された。①強靱なグローバルヘルス・システムの構築、②グローバルなデジタルワクチン証明、③グローバルな製造・研究ネットワークの拡大、について議論が行われ、同内容をまとめた議長サマリーが発出された。また、サイドイベントとして、結核、薬剤耐性（AMR）、ワンヘルスの各テーマについても議論が行われた。

同年6月と11月には、G20財務大臣・保健大臣合同会合も開催され、パンデミック対応における財務・保健の連携の必要性や、世界銀行に設立されたパンデミック基金への貢献等について意見交換が行われ、議長サマリーが発出された。

(2) 世界保健機関（WHO）

WHOは、全ての人々が可能な最高の健康水準に到達することを目的とし、感染症対策、医薬品・食品安全対策、健康増進対策等を行う国際機関である。日本は、総会や執理事務会における審議や決定等に積極的に関与している。

今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行にともない、WHOのもつ健康危機対応能力に対して注目が集まるとともに、WHOの組織統治の検証・改革の必要性や安定した資金調達方法が様々な場において議論されている。2021（令和3）年5月に開催された第74回WHO総会では、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを含む健康危機対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage：UHC）達成に向けたプライマリ・ヘルス・ケア（PHC）、持続可能な財政の在り方等について議論された。同年11月に開催された第2回WHO特別総会では、パンデミックへの備えと対応に関する国際文書の作成について議論された。

今後注目されるWHOにおける取組みには、①世界のパンデミックへの備えと対応を強化するための法的拘束力のある国際文書の策定、②国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、国境を越えた疾病の伝播を最大限防止する目的で制定されたWHO憲章第21条に基づく既存の法的枠組である、国際保健規則（International Health Regulations：IHR）の部分改正等が挙げられる。2021年の第2回WHO特別総会で設立が決定した政府間交渉会議では日本はWHO西太平洋地域の代表国として選出され、副議長に就任し、



会合の様子

円滑かつ活発な議論促進に貢献している。また、2022年1月の第150回WHO執行理事会では、IHRの部分改正のプロセスを前進させていくことが合意され、各国は2022年9月までに改正案を提出することとなり、我が国も改正案を提出した。

2005（平成17）年の改正では、加盟国は原因を問わず、国際的な公衆衛生上の脅威となりうるあらゆる事象をWHOに通報する義務を負うことになっている。日本はこれまで、2009（平成21）年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の国内発生や、2011（平成23）年3月の東日本大震災の発生に当たっても、IHRに基づき通報を行った。2020（令和2）年1月にWHOがPHEIC（国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態）に該当すると宣言した新型コロナウイルス感染症についても、日本はIHRに基づいた通報を行っている。各国のIHRの履行状況を評価し健康危機管理体制を強化するための取組みとしてIHR合同外部評価（JEE）が2016（平成28）年からWHOで開始されているが、我が国は2018（平成30）年2月末に本評価を受けるとともに、毎年IHRのモニタリング調査を行っている。

【参考】 令和5年度世界保健機関拠出金 558,139千円
令和5年度世界保健機関分担金 5,312,842千円

（3）経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）は、各国との自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的とした38か国からなる国際機関であり、国際経済の「スタンダード・セッター」、「世界最大のシンク・タンク」とも呼ばれている。

OECDの保健医療分野に関する事業の主な活動として、保健医療分野の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「医療委員会」の開催及びOECD加盟国等の保健関連統計データ（「ヘルスデータ」）の収集・編纂を行っており、こうした客観的な政策分析や国際比較データは、厚生労働省関連の政策を検討する際の一助になっている。

厚生労働省では、医療委員会に参加し、OECDの作業に対して方向性を示すことや日本の事例をOECD加盟国に紹介することで、積極的な貢献を行っている。2022（令和4）年の同委員会では、コロナ禍におけるメンタルヘルス対策や、健康増進や医療の効率的な提供による医療費の適正化の取組み等について情報を共有した。2017（平成29）年1月にフランスで開催された第3回OECD保健大臣会合では、医療分野での効率化のための日本の取組みを紹介したほか、高額な医療に関して、患者にとっての価値を最大化し、医療保険制度の持続可能性とイノベーションを均衡させるため、率先して取り組む決意を表明した。

（4）東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：ASEAN）と日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、厚生労働分野では、保健、労働及び社会福祉の分野ごとにASEAN＋3の担当大臣会合・高級事務レベル会合が行われており、積極的に参加している。保健分野においては、2022（令和4）年5月に、ASEAN＋3高級

事務レベル会合とASEAN+3保健大臣会合がインドネシアで開催された。大臣会合では、「ASEANの健康発展の達成の推進」をテーマとして議論を行い、「公衆衛生危機への対応における必要不可欠な保健医療資源の最適化」について議論され、「ASEAN EOC (ASEAN緊急オペレーションセンター)」、「ASEAN+3FETN (ASEAN+3フィールド疫学ネットワーク)」、「RRMS (ASEAN地域医療品備蓄)」等を活用した公衆衛生危機への対応能力に向けた一層の連携強化が盛り込まれた共同声明が採択された。また、2013 (平成25) 年から日・ASEANの枠組みで高齢化対策に関する政策対話や二国間協力を推進している。2017 (平成29) 年7月には、UHCと高齢化をテーマに日ASEAN保健大臣会合を初めて開催し、2030 (令和12) 年までに各国がUHCを達成するための施策をまとめた「日ASEAN UHCイニシアティブ」を発表した。

(5) 日中韓三国保健大臣会合

2022 (令和4) 年12月にオンライン会議形式で開催された第15回日中韓三国保健大臣会合では、パンデミックへの予防・備え・対応における協力、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)、健康的な高齢化について議論し、協力関係の維持及び一層の強化を行うことを内容とする「第15回日中韓三国保健大臣会合共同声明」が採択された。

(6) その他の国際保健分野への取組み

世界的な健康危機管理の向上及びテロリズムに係る各国の連携強化等を目的とし、G7とメキシコ、欧州委員会 (EC) の保健担当閣僚等の会合として、世界健康安全保障イニシアティブ (Global Health Security Initiative : GHSI) が毎年開催されている。2019 (令和元) 年には、フランスで閣僚級会合が開催され、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱対策について議論が行われた。

また、世界各国での感染症対策の能力を向上させることを目的とし、アメリカ主導で50か国以上の国、WHO等の国際機関が参加している保健や財務、動物分野の閣僚等の会合として、世界健康安全保障アジェンダ (Global Health Security Agenda : GHSA) が定期的で開催されている。2022 (令和4) 年11月には、第7回GHSA閣僚級会合が韓国ソウルで開催され、新興感染症へのこれまでと現在の備え・対応とその共有、ポストコロナ時代におけるGHSAの役割の再検討について議論が行われた。

そのほか、2023 (令和5) 年2月に第5回Tokyo AMR One-Health Conference (AMRワンヘルス東京会議) を開催し、2016 (平成28) 年4月のAMRアジア保健大臣会合にて創設された「AMRに関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアティブ (ASPIRE)」の4つの優先領域である、①サーベイランス・システムと検査機関ネットワーク、②臨床対応、③抗微生物薬基準水準の向上・アクセス、④研究開発を各国で協力して推し進めていくためにワーキンググループの進捗を共有した。さらに、厚生労働省では、2019年9月開催のUHCに関する国連ハイレベル会合の準備のための議題を2019 (平成31) 年1月開催の第144回WHO執行理事会に提出し、タイ保健省とともに決議案をとりまとめた。そして、2020 (令和2) 年1月には、タイ政府と共催して、マヒドン王子記念賞会議 (PMAC) 2020/ UHCフォーラム2020をバンコクで開催し、UHCに関する政治的モメンタムをどのように具体的な施策へつなげるかについて議論を主導した。

さらに、日本の製薬産業の研究開発力を活かして開発途上国向けの顧みられない熱帯病、マラリア、結核に対する医薬品、ワクチン及び診断薬の研究開発を官民連携で促進する公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金（Global Health Innovative Technology Fund：GHIT）、世界的に重大な影響を与えうるが平時において需要が少ないエボラ出血熱等の感染症へのワクチンの研究開発を支援する感染症流行対策イノベーション連合（Coalition for Epidemic Preparedness Innovation：CEPI）及び開発途上国における予防接種体制の整備やワクチン等の普及を支援するGaviワクチンアライアンス（Gavi）において、それぞれガバナンスに深く関与するとともに資金拠出を行っている。新型コロナウイルス感染症の流行を受け、Gavi、CEPI及びWHOを中心として立ち上げられた新型コロナウイルス感染症ワクチンの共同購入枠組みであるCOVAXファシリティ（COVID-19 Vaccine Global Access Facility）へ、我が国におけるワクチン確保のための一手段として、また国際的に公平なワクチンの普及に向けた我が国の貢献として、2020年9月に参加するとともに、COVAXファシリティを通じた拠出を行った。

2 労働分野

(1) G7及びG20

G7の労働分野では、2022（令和4）年5月にドイツ（ヴォルフスブルク）で開催されたG7労働雇用大臣会合において、「公正な移行：グリーン経済におけるディーセントで質の高い仕事に向けて」のテーマの下、ロシアのウクライナ侵攻による労働・雇用政策への影響、構造変化の時代における雇用可能性の向上、労働安全衛生の向上、持続可能なバリューチェーンなどについて議論が行われ、労働雇用大臣宣言が採択された。2023（令和5）年は日本がG7の議長国を務める年であり、G7広島サミット及び労働分野を含む関係閣僚会合を主宰している。

また、同年4月22日から23日に、G7倉敷労働雇用大臣会合を岡山県倉敷市で開催し、「人への投資」のテーマの下で、①労働市場のレジリエンスの涵養（①-1

1 ポストコロナや現下の課題に対応した労働市場政策、①-2 デジタル化・グリーン化による産業構造の変化への対応と人への投資）、②包摂的な労働市場の整備、③ワーク・エンゲージメントの向上とディーセント・ワークの推進について議論が行われ、G7倉敷労働雇用大臣宣言が採択された。本会合では、人への投資の中心となるリスキリングは、労



G7代表者の集合写真



会合の様子

働者が社会変化に対応するための能力向上支援にとどまらず、生産性の向上や賃上げに繋がるものであり、「経費」ではなく「投資」であるとの認識を共有することができた。

G20の労働分野では、2022年9月にインドネシア（バリ）で開催されたG20労働雇用大臣会合では、新型コロナウイルス感染症の影響を特に強く受けた弱い立場の方を念頭に、「共に回復するための雇用条件の改善」のテーマの下、障害者の労働市場への統合、地域の人材ニーズに応じた職業訓練等について議論が行われた。我が国からは加藤厚生労働大臣が出席し、我が国の障害者の雇用支援や、「人への投資」に関する取組について紹介するとともに、G20の枠組みにおいて各国が協調して経済・雇用の回復に取り組むよう呼びかけた。

(2) 国際労働機関 (ILO)

ILOは、労働条件の改善を通じて社会正義の実現等に寄与することを目的として、雇用・労働の分野における国際的な取組を行う機関であり、労働組合や使用者団体も交えた政労使三者構成を特徴としている。日本は、常任理事国となっており、政労使ともに総会や理事会における審議に積極的に関与している。ILOは、国際労働基準として、これまで190の条約及び206の勧告を採択しており、2023（令和5）年3月末時点では、日本は、このうち50の条約を批准している。

毎年6月に開催されるILO総会はILOの最高意思決定機関であり、加盟国の政府、労働者、使用者の各代表によって新たなILO条約及び勧告や労働問題等について討議が行われている。

2022（令和4）年6月の第110回ILO総会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて対面出席とビデオ会議を併用して開催され、「後発途上国における危機、構造改革、仕事の未来への対応」をテーマに厚生労働大臣がビデオ演説を行った。会議では、安全かつ健康的な作業環境を新たに労働者の基本的権利に関する原則に含めることが決定されたほか、新たな国際労働基準の策定や雇用の戦略目標に関する議論などが行われた。

また、2022年12月には第17回ILOアジア太平洋地域会議が開催され、新型コロナウイルス感染症の影響から回復しディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を達成するため、地域の行動指針に関し政労使の代表が討議を行い、シンガポール宣言が採択された。

(3) 経済協力開発機構 (OECD)

OECDの労働分野に関する事業の主な活動として、雇用労働問題の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「雇用・労働・社会問題委員会」の開催及びOECD加盟国等の労働経済の分析や雇用関連データの提供を行う「雇用アウトック」の作成を行っている。また、デジタル化、グローバル化、人口動態の変化に伴うスキルニーズの変化を念頭に各国の成人学習の制度について調査するGetting Skills Rightシリーズの日本版報告書として、2022（令和4）年9月に「スキルレビュー」を公表した。コロナ禍が日本の労働市場に及ぼした影響と政策対応、これからのスキル政策への示唆についてまとめた。

2022年6月には「新型コロナウイルス感染症の危機を乗り越え、全ての人のためのより良い労働市場に向け前進する」をテーマにOECD雇用労働大臣会合が開催され、日本

からはコロナ禍の影響を受けた企業に対して行った雇用を維持するための施策や、雇用保険の給付を受けられない労働者等に対して行ったセーフティネットの強化の事例等を紹介するとともに、各国の取組みについて情報共有を行った。会合の成果として、誰も取り残さない労働市場の回復、持続可能性とレジリエンスの促進、テレワーク等新しい仕事の形態への対応等が盛り込まれた閣僚声明が採択された。

(4) 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

ASEAN 諸国と日本、中国、韓国との連携強化のため、フィリピンを議長国として、第12回ASEAN + 3労働大臣会合（隔年開催）及び第20回ASEAN + 3高級労働事務レベル会合（毎年開催）が2022（令和4）年10月に対面で開催され、回復と成長にむけた「仕事の世界」の再構築をテーマとして議論が行われた。厚生労働省からは、コロナ禍における対応、人への投資、ILOへの任意拠出金を通じたASEAN 諸国への支援について説明を行い、意見交換の概要、日本等からの支援に対する謝意がまとめられた共同声明が採択された。

3 社会保障・福祉分野

ASEAN 諸国と隣接する日中韓の相互の依存関係がますます深まる中、社会福祉・開発分野における共通課題や、日本等からの技術協力等について意見交換を行うことを目的として、ASEAN + 3社会福祉大臣会合が2004（平成16）年から3年に1回、高級実務レベル会合が毎年開催されている。2019（令和元）年11月にはラオスでASEAN + 3社会福祉大臣会合が開催され、「脆弱な子どもの社会保障の強化」をテーマに議論が行われた。

また、2003（平成15）年から毎年、ASEAN地域の社会保障分野における人材育成の強化並びに日本及びASEAN 諸国間の情報・経験の共有と中長期的な協力関係の構築・強化を目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。本会合は、ASEAN各国の社会福祉、保健医療、雇用政策を担当する行政官及びWHO、ILO、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA）等の協力機関の参加を得て行われている。本会合の結果は、ASEAN + 3保健大臣会合及び社会福祉大臣会合において報告され、ASEAN 諸国から高い評価を得ると同時に、今後の会合への期待も表明されている。2023（令和5）年3月には、第20回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合をオンライン会議形式で開催した。同会合では、「人生100年時代～私らしく生きていく～多様性を支える社会の中で」をテーマとして、「高齢者の雇用対策」、「治療と仕事の両立」、「未来を支える次世代への社会保障教育」について、就労を通じた社会参加の機会を支える政策と支援の実際、社会保障教育の導入に向けた取組と現状等を、ASEAN各国からの参加者や国内外有識者と共に共有し、これからの社会を支えるための政策や支援のあり方について議論を行った。

第2節 開発途上国等への国際協力

厚生労働省では、保健医療、水道、社会福祉、社会保障、労働環境整備、人材開発の各

分野において、日本の知識・経験を活かして、WHO、ILOをはじめとする国際機関、ASEANやアジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation：APEC）等の枠組みを通じた国際協力、また、外務省やJICA、民間団体と連携して、ワークショップ開催、専門家派遣、研修員受入れ、プロジェクト計画作成指導などの技術協力をを行い、開発途上国の人材育成、制度づくりに貢献している。

1 保健医療分野

WHOを通じて、鳥・新型インフルエンザやエボラ出血熱、新型コロナウイルス感染症などの公衆衛生上の危機への対応強化に努めるとともに、国立感染症研究所や国立国際医療研究センターを中心に開発途上国への専門家の派遣や技術協力をを行っているほか、エイズの感染拡大に対処するため、国際連合エイズ合同計画（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS：UNAIDS）を通じて援助を行うなど、様々な形で保健医療分野における国際協力をを行っている。

また、全ての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる状態を指すUHCに関して、疾病負荷が多様化し、健康格差が拡大する現状に鑑み、公平性や経済的リスク保護を重視する意味において、UHCの推進は今後ますます重要になる。

UHC達成は持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の一つとして位置づけられており、日本はWHO等の国際機関や各国政府と協力し、途上国への支援を通じて全世界でのUHC達成を目指している。2017（平成29）年12月には、UHCフォーラム2017をWHO、世界銀行、国連児童基金（UNICEF）、UHC2030と共催し、「UHC東京宣言」が採択された。日本は、約60年間にわたる国民皆保険の経験を踏まえ、その実現までに得られた知見を他国と共有するとともに、世界的に進行する高齢化への対応など検討を続けていく。この取組みの一環として、2020（令和2）年1月にPMAC2020/UHCForum2020をタイ政府と共催したほか、UHC達成に向けた保健システム構築のための技術支援や資金援助を行うUHCパートナーシップを通じた支援を行っている。

さらに、水道分野については、日本の産学官の専門家の知見を活用しながら、国際協力の方針を検討する委員会の設置、JICAを通じた専門家派遣や研修員受入れ等を行っている。

2 労働分野

(1) 国際機関等を通じた取組み

ILOに対する任意拠出金により、ILOを通じた開発協力事業（マルチ・バイ事業）を実施しており、アジア太平洋地域を中心とした開発途上国において、労働安全衛生、社会保険制度、労使関係、雇用政策、グローバル・サプライチェーンにおけるディーセント・ワークの実現等の労働問題の解決を支援している。

また、2011（平成23）年度から、アジア諸国において、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートが行き届かない人々の生活の自立に向けたセミナー実施、互助団体の設立等により、草の根レベルでの社会セーフティネット構築の支援を行っ

ている。

人材開発分野については、開発途上国において人材育成を重視する機運が一層高まっていることから、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジアを中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、技能評価システム（技能競技大会・技能検定）を通じた技能移転事業を通じて、日系企業と連携しつつ、技能評価システムの構築・改善のための協力を行っている。また、外務省やJICAと連携し、開発途上国における人材開発関係施設の設置・運営に対する協力、人材開発関係専門家の派遣、人材開発関係研修員の受入れ等を行っている。

(2) 外国人技能実習制度の適正な実施

外国人技能実習制度^{*1}は、我が国で培われた技能、技術又は知識の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とし、1993（平成5）年に創設された制度である。

制度創設以降、技能実習は我が国の国際貢献において重要な役割を果たしており、送出国からも積極的な評価を受けている一方で、入管法令・労働関係法令違反等の発生も指摘されてきた。こうした状況を受けて、管理監督体制の強化や制度の拡充などを内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が、2017（平成29）年11月1日に施行された。同法においては、監理団体について許可制、技能実習計画について認定制とし、外国人技能実習機構（認可法人）を設立して監理団体等に対する実地検査や技能実習生に対する母国語相談等の業務を行っているほか、通報・申告窓口の整備、人権侵害行為等に対する罰則等を整備している。入管法令・労働関係法令違反等の不適切な事案については関係機関とともに必要な対応を行い、違反の態様に応じて法務大臣・厚生労働大臣等が許可の取消等の行政処分等を行うなど、同法に基づき、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、制度の趣旨に沿った技能実習制度の活用を進めている。

さらに、日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ることを目的として、技能実習生の送出国のうち14か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ及びインドネシア（2023（令和5）年3月31日現在））との間で、二国間取決め（MOC、協力覚書）を作成し、送出機関の適正化等を図っている。

また、新たな技能実習制度の施行と同時に、技能実習の対象職種に介護職種を追加した。職種追加に当たっては、介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすることなど介護サービスの特性に基づく要請に対応するため、技能実習生に一定の日本語能力を求めるなど、介護職種に固有の要件を定めた。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018（平成30）年6月15日閣議決定）において、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みについて検討を進めるとされたことを踏まえ、①介護の技能等の適切な習熟のために、

*1 外国人技能実習制度の詳細を紹介したホームページ
厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html

日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること、②技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと、という要件を満たす場合は、当分の間、日本語能力N3相当の取得に至らなかった者においても、技能実習2号の修了（入国後3年間）まで在留を可能とする告示改正を2019（平成31）年3月に行った。

技能実習制度の在り方については、内閣官房長官及び法務大臣が共同議長を務める「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、2022年（令和4年）12月から、有識者による議論が進められている。

3 社会保障・福祉分野

アジア地域の開発途上国における高齢化対策や社会保障制度整備を支援するため、高齢者保健福祉制度の構築に対する専門家派遣や社会福祉・社会保険行政能力向上に関する研修員受入れなどを行っている。

また、ILOを通じた開発協力事業により、アジア地域の開発途上国のニーズを踏まえた社会保険制度整備のための支援を行っている。

第3節 各国政府等との政策交流の推進

急速に少子高齢化が進行している日本においては、共通の課題に取り組む諸外国との国際比較の中で日本の制度の特性や問題点等について検証し、日本の政策立案の参考とすることが重要である。一方、日本の取組みに対する諸外国からの関心も非常に高くなっている。このため、ドイツ、北欧諸国、フランス、中国、韓国との間で、社会保障政策政府間交流としてセミナーやシンポジウムを実施している。

2022（令和4）年度においては、11月に「高齢者向けケアサービスへのスマート・デジタル技術の活用」などをテーマとする日中韓少子高齢化セミナーを開催した。

また、雇用・労働分野における共通の課題を解決するため、労使、専門家を交えた政策交流が重要となっている。このため、EU、ドイツ、アメリカとの間で、労働政策政労使交流としてシンポジウム等を実施している。2022（令和4）年度においては、2月に日EU双方の労使、学識経験者及び政府が参加し、準備会合・専門家交流を開催し、関係者との協議により、2023（令和5）年9月を候補に、ブリュッセルにて「社会経済の移行期における学び・学び直し（リスキリング・アップスキリング）」をテーマにシンポジウムを開催することを合意した。

第4節 経済連携協定（EPA）等への対応

1990年代以降、世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）を中心とした多角的貿易体制における貿易自由化を補完する二国間又は多国間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）等の締結により、世界各地で経済連携が

加速・拡大されてきた。こうした流れを受けて、我が国との間でシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、EU、アメリカ及び英国との協定並びに環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：CPTPP）及び地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership：RCEP）協定が発効している。厚生労働省の所掌分野である、食の安全・安心、公的医療保険制度等の社会保障制度、労働関係制度等については、我が国の制度を堅持する内容となっている。

さらに、日本政府は、現在、日中韓FTA、日トルコEPA及び日コロンビアEPAの交渉を行っている。EPA等の交渉では、物品貿易の自由化促進等を中心に様々な分野の交渉が行われており、厚生労働省は、関連分野である「衛生植物検疫措置」、「貿易の技術的障害」、「サービス貿易」、「自然人の移動」、「知的財産」、「労働」などの分野で積極的な対応を行っている。インドネシア、フィリピン及びベトナムとのEPAでは、看護師候補者及び介護福祉士候補者を一定の条件の下で受け入れ、日本の国家資格を取得するための就労・研修等、国家資格取得後の日本国内における看護師及び介護福祉士としての就労を認めている。